

広島県告示第二百六十三号

ゴルフ場の開発事業に関する指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

ゴルフ場の開発事業に関する指導要綱の一部を改正する告示

ゴルフ場の開発事業に関する指導要綱（平成二年広島県告示第八百三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「土地利用対策室運営要綱（昭和六十年四月一日施行）」を「広島県土地利用調整会議設置要綱（昭和四十九年七月一日施行）」に改める。

第六条第二項中「土地利用対策室長（以下「室長」という。）」を「環境県民総務課長」に改め、同条第三項中「室長」を「環境県民総務課長」に改め、同条第四項中「室長」を「環境県民総務課長」に、「室員会議」を「広島県土地利用調整会議設置要綱第七に定める作業部会」に改める。

第九条及び第十三条第二項中「室長」を「環境県民総務課長」に改める。

附 則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。